

湘南地区メディカルコントロール協議会湘南MC心肺蘇生技術指導員養成セミナー 実施細則

(目的)

第1条 この実施細則は、湘南地区メディカルコントロール協議会の実施する湘南MC心肺蘇生技術指導員養成セミナー（以下「指導員養成セミナー」という。）の円滑な運営に關し、必要な事項を定める。

(カリキュラム)

第2条 湘南地区メディカルコントロール協議会の実施する指導員養成セミナーのカリキュラムは、別に定める。

(受講資格)

第3条 指導員養成セミナーの受講者は、心肺蘇生処置に精通し、心肺蘇生教育の実績を有するとともに、次に該当する消防職員及び医師で、湘南地区メディカルコントロール協議会標準化教育作業部会会長が適當と認める者とする。

(1) 湘南地区メディカルコントロール協議会に属する消防職員で、次に掲げる要件に該当する者

ア 湘南地区メディカルコントロール協議会の実施する湘南MC心肺蘇生セミナーを修了し、所属消防本部の長が推薦する者

(2) 湘南地区メディカルコントロール協議会に属する登録検証医師及び登録指示医師で、湘南地区メディカルコントロール協議会の実施する湘南MC心肺蘇生セミナー若しくは湘南MC心肺蘇生セミナーと同等のセミナーを修了した者

(指導者)

第4条 指導員養成セミナーの教育、指導は、湘南地区メディカルコントロール協議会の認定する心肺蘇生技術指導員が指導にあたる。

(認定等)

第5条 湘南地区メディカルコントロール協議会は、湘南地区メディカルコントロール協議会心肺蘇生研修セミナー実施規則第7条第1項の規定に基づき認定証を発行する。

2 標準化教育作業部会会長は、指導員養成セミナーの教育、指導に携わった者に対し、湘南地区メディカルコントロール協議会心肺蘇生研修セミナー実施規則第7条第3項の規定に基づき、実績証を発行する。

3 標準化教育作業部会は、指導員養成セミナーを修了し、心肺蘇生技術指導員に認定された者を、心肺蘇生技術指導員名簿に登録するものとする。

(実施細則改正)

第6条 この実施細則の改正は、標準化教育作業部会の議決を得なければならない。

(その他)

第7条 この実施細則に定めのない事項については、標準化教育作業部会で協議し、決定

するものとする。

附 則

この実施細則は、平成21年9月18日から施行する。

附 則

この実施細則は、平成26年10月17日から施行する。